

令和5年6月20日

## 文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年6月20日（火曜日）午前9時58分～午前10時24分

2 開催場所 第1・第2委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和5年第2回定例会提出予定案件

- ①青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②専決処分報告について

#### 【挙手による報告】

- ①本市のコンビニ交付システムの点検について
- ②青森市立小学校男性教員の逮捕事案について

#### ○出席委員

委員長	工藤 健	委員	柿崎 孝治
副委員長	万徳 なお子	委員	山本 武朝
委員	相馬 純子	委員	小倉 尚裕
委員	小熊 ひと美	委員	奈良岡 隆

#### ○欠席委員

なし

#### ○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤 裕司	市民部次長	木村 久美子
市民部長	佐藤 秀彦	経済部次長	船橋 正明
経済部長	赤坂 寛	教育委員会事務局教育次長	武井 秀雄
経済部理事	横内 信満	経済政策課長	小山内 政広
農林水産部長	大久保 文人	教育委員会事務局総務課長	金澤 敦
教育委員会事務局教育部長	小野 正貴	関係課長等	
農業委員会事務局長	小笠原 訓史		

#### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村 結衣	議事調査課主査	北山 賢臣
議事調査課主幹	風 晴英 樹		

**○工藤健委員長** ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

本日、欠席はありませんので、本日の案件に入ります。

「令和5年第2回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

この際、私から申し上げますが、繰り返しになりますけれども、本日の協議会は、第2回定例会に提出を予定している案件に係る概要説明の場でありますので、質疑に当たりましては、事前審査とならないよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。

また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願いをいたします。

では、初めに、「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。経済部長。

**○赤坂寛経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
それでは、本年第2回定例会に提案を予定しております青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、改正理由についてですが、本市では、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、県知事の承認を受けて地域経済牽引事業の施設等を設置する事業者に対しまして、青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例により、3か年度、固定資産税を免除する措置を講じております。

また、国において、地方公共団体が課税免除を行った場合には、地方交付税による減収補填措置が行われており、対象となる施設の設置期間は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令において定められております。

今般、令和5年3月31日付でこの省令の一部が改正されまして、当該施設の設置期限が令和7年3月31日まで延長されたことから、本条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、その改正内容についてですが、表を御覧ください。

改正前後の比較となっております。先ほど御説明しましたとおり、省令の一部が改正されたことから、固定資産税免除の対象となる承認地域経済牽引事業のために設置される施設の設置期限を令和7年3月31日まで延長するものであります。

なお、条文に記載されている基本的な計画の同意の日であります。下に説明を記載してありますように、平成30年3月28日となっております。改正前の「起算して5年内」というのは、具体的には令和5年3月27日までとなります。

最後に、施行期日についてですが、改正条例は、公布の日から施行し、適用につ

きましては、ただいま御説明しましたように、現行条例の施設の設置期限である令和5年3月27日の翌日の令和5年3月28日からとしております。

説明は以上でございます。

**○工藤健委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

では、次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○小野正貴教育委員会事務局教育部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）専決処分について御報告申し上げます。

油川中学校野球部のボールによって近隣住宅の天井が損傷した事故につきましては、去る令和5年4月21日に開催されました本常任委員協議会におきまして御報告申し上げたところでありますが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の概要についてですが、令和5年2月7日、油川中学校野球部のボールが、近隣住宅の屋根にある排水口を塞ぎ、雨漏りによって天井の一部を損傷させたものであります。

この事故について、双方協議の結果、資料下の四角枠に記載のとおり、市は、相手方に天井修理費として34万1880円を支払うことで合意し、令和5年5月26日に相手方との示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分をしたものであります。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和5年第2回市議会定例会に報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払います修理費につきましては、市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険で対応することとしております。

報告は以上です。

**○工藤健委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項はありませんか。市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 市民部から、本市のコンビニ交付システムの点検について御報告いたします。

令和5年3月27日に神奈川県横浜市で、富士通Japan株式会社製のコンビニ交付システムにおいて、証明書が誤交付されるという事案が発生して、報道等がありました。このことを受けまして、同社製のコンビニ交付システムを使用しています本市において、4月に同社による点検を実施いたしまして、本市のシステムで

は同様の事案は発生しないということを確認したものであります。

しかしながら、5月に入りましても他の自治体において証明書の誤交付が発生したということを受けまして、総務省から、システムを再度確認するよう連絡がありました。また、デジタル庁からは、富士通 J a p a n 株式会社に対して、同社のシステムを使用している 123 自治体全てのシステムを一旦停止して再点検するよう要請があったことを受けまして、本市においては、令和5年5月30日火曜日、終日、システムを停止して再点検を実施したところであります。

再点検の結果におきましても、本市が使用しておりますシステムでは誤交付は発生しないということが確認されまして、点検翌日の令和5年5月31日からは通常どおりシステムを再開しまして、各種証明書のコンビニ交付サービスは御利用いただいているところであります。

この報告につきましては、本日、総務企画常任委員協議会においても、システムの保守業務を所管する総務部長からも御報告させていただいているとことでもありますけれども、コンビニ交付を含む各種証明書の交付業務を所管する立場として、市民部からも御報告させていただきました。

以上でございます。

**○工藤健委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありますか。相馬委員。

**○相馬純子委員** 本市では事案は発生していないということで、よかったなと思って聞いていたんですけれども、5月30日にシステムを停止して1日点検するというのは市民の皆さんに通知をされていたのかどうか。ちょっと、私、把握していなかったんですけれども。それと、システムを停止したことによる不利益という市民の皆様の声はなかったかどうかお尋ねします。

**○工藤健委員長** 市民部長。

**○佐藤秀彦市民部長** 5月30日の点検につきましては、ホームページで、システムが一時停止するというお知らせをさせていただいております。それで、当然、支所・情報コーナー含め、窓口にも連絡して、もし万一、コンビニに訪れたけれども証明書を取れなかったというような問合せ等があれば、最寄の窓口に来ていただいて対応するよという通知は、中で周知を図っております。

実際にコンビニで交付できなかったという市民の皆様からの問合せは、このたびはありませんでした。

以上でございます。

[相馬純子委員「はい、分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ]

**○工藤健委員長** 他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします——ごめんなさい、小熊委員。

**○小熊ひと美委員** 先ほどのボールの、雨漏りの件なんですけれども、前に聞いた

かもしれないんですけれども、グラウンドにネットがあって、それを飛び越えて球が飛んでいったということになるんですね。これ、その後、また起こり得る可能性があると思うんですけれども、何か対応を取れる対策とかあるんでしょうか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

まず、ネットの高さなんですけれども、8メートルの高さです。これは、特に基準等があるわけではなくて、他の学校も含めて、同じ8メートルに設定しているものであります。

それで、ボールなんですけれども、通常は外に出ていったものは、そのときすぐ取りに行きます。ただ、今回というか、取りに行ったときに、例えば、屋根の上に上がって、おうちの人にお話して取らせてもらうというふうなシチュエーション等の場合には、おうちの人がいないと勝手にそういう、取りに行ったりはできないものですから、そういう形で残されて、それがそのまま一冬越えて今回の事案に発生したというふうなことだと思います。

今回の事故を受けまして、学校には、まず、その発生しうる事態を想定して、ボールとかが外に行った場合は直ちに対応する、もしくは、おうちの人がいなくても間違いなくというか抜けがなく取りに行くように、ボールの数等もちゃんと確認するように等々周知したところであります。

以上です。

○**工藤健委員長** よろしいですか。

〔小熊ひと美委員「はい」と呼ぶ〕

○**工藤健委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** それでは、理事者側からほかにありますか。教育長。

○**工藤裕司教育長** 先に資料配付させていただいてよろしいでしょうか。

○**工藤健委員長** はいどうぞ。お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○**工藤裕司教育長** それでは、青森市立小学校男性教員の逮捕事案につきましては、委員の皆様には大変御心配おかけしておりますことをお詫び申し上げます。

当該事案につきましては、当日、委員の皆様にご報告したところでありますが、改めて本日、御報告申し上げます。

配付資料の1を御覧ください。

令和5年6月14日水曜日、午前10時1分、本市の教員が、建造物侵入及び強制わいせつの疑いにより逮捕され、警察の発表は次のとおりとなっております。

被疑者は、青森市大字大野字山下の教員、花田崇、37歳の男性。被害者は、青森県内居住の女子児童。発生日時は、令和5年5月下旬頃。発生場所は、青森市内のA小学校女子トイレ内となっております。

事案の概要であります。被疑者は、発生日時場所において、A小学校の女子トイレ内へ侵入し、被害者の体を触るわいせつな行為をしたものとなっております。

この事案につきましては、女子児童の性犯罪であり、被害者の心情に配慮する必要があること、また、警察が捜査中であることから、これ以上の情報提供については差し控えたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

本事案が事実であるとするならば、教職にある者が、児童の心身に大きな影響を及ぼす被害を与えることとなりますことから、極めて遺憾であり、被害に遭われました女子児童並びに御家族の皆様には深くお詫び申し上げます。と考えております。

次に、配付資料の「2 教育委員会の対応」を御覧ください。

本事案を受け、教育委員会では、当日の6月14日、教育長コメントを発表するとともに、臨時の小・中学校長会議をオンラインで開催し、1つに、教職員等による児童・生徒性暴力等は、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、全て法律違反となること。2つに、県教育委員会では、児童・生徒へのわいせつ行為をした教職員——教員に対し、懲戒処分に係る標準的な処分例として、免職が示されていること。3つに、公務員は、一般の市民以上に厳しく高度な行為規範が求められており、児童・生徒の教育に携わる教育公務員は、さらに高い倫理感が要求されていることなどについて、改めて確認したところであります。また、4つに、再発防止に向けて、校長先生方自身が、いつ、誰が、何をすれば不祥事が防げるのか、自らを振り返るとともに、教職員に対して速やかに指導し、具体的かつ効果的な対策を講じることなど、非違行為根絶に向けて、改めて全教職員に対し法規の遵守を徹底させるよう、校長に対して、教育長訓示を行ったところであります。

さらに、6月15日付で、教職員の服務規律の厳正な確保についての通知を発出し、1つに、改めて再発防止に向け、全ての教職員に対して服務規律の厳正な確保について指導監督を徹底すること。2つに、「教職員の非違行為根絶のための研修用資料——子どもたちから信頼される教職員であるために——」及び「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（通知）」の資料を活用し、教職員一人一人の自覚を促す指導に努めること。3つに、校長面談等において、非違行為根絶に向けた各校の取組状況を確認することについて周知しますとともに、指導監督を徹底するようお願いしたところであります。

また、6月16日開催の第6回教育委員会定例会において、事案の概要等について報告したところであります。

次に、「3 今後の対応」であります。県教育委員会と連携し、事実確認の上、厳正に対処してまいります。

報告は以上でございます。

**○工藤健委員長** ただいまの報告についての御質疑・御意見はありますか。相馬委

員。

**○相馬純子委員** 事件の詳細については差し控えたいということだったので、ただ、一番気になるのが、大体このわいせつ事案がある場合、予兆があると思うんです。ちょっとおかしい動きをするとか、言動に問題があるとか。そこら辺の把握はなかったかどうかと、今、その女子児童の状況がどうなのかというのは、お答え願えるでしょうか。

**○工藤健委員長** 教育長。答えられる範囲で。

**○工藤裕司教育長** 予兆がなかったかどうかということと、現時点での児童の状況であります。このいずれも現在、警察による捜査中でありますので、お答えは控えさせていただきたいというふうに思っております。いずれも資料の中にあるところまでということをお願いしたいと思います。

**○工藤健委員長** 相馬委員。

**○相馬純子委員** では、要望をお願いします。

かなり難しい事案ではあるんですけども、今も結構、わいせつ教員というのが問題になっています。さっき申し上げたように、必ず予兆はあると思いますので、教員の多忙化でそこまで目が行き届かないという現実も踏まえながらも、先生同士のコミュニケーションとか、管理職が日常的に校内を回るとか、そういう部分での予兆での把握をまず1点お願いしたいです。

あとは、低学年からの性教育ですね。プライベートゾーンをはじめ、こういうことをされたら相談するんだよというのを、小さいうちから子どもたちの中に入れていただきたい。どうしても日本の教育というのは、性教育というのをちょっと、何ていうか、控えがちとか、積極的ではない部分があるので、子どもたちにとっては何をされているか分からない、信頼している先生だからという意識もあって声を上げられないという実態があるので、性教育の充実ですね。

あと、子どもの数が減っているのも、各学校に空き教室があると思うんですけども、その空き教室を使つてのわいせつ事案も増えていますので、空き教室のオープン化——扉を外すだったり、人の目につきやすい環境にさせていただきたいということ。

それから、小学校高学年になると、SNS——スマホを持って繋がり合える状況にあります。中学生、高校生なんかは、先生とSNSで繋がってわいせつ行為に発展するということもあるので、そういう、SNSで繋がるということについて、全て禁止というわけにはいかないとは思いますが、そこら辺の御指導をお願いしたいなというふうに思います。

あと、このわいせつ事案、私が議員になってからはこれが初めてなんですけれども、本市ではどれくらいの数があるのか、それから今までどういう対策を取ってきたのかということも振り返りつつ、同じような事案が発生しないように、教育委員会として尽力していただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

○**工藤健委員長** ほかに発言ありますか。小熊委員。

○**小熊ひと美委員** すみません、ちょっと確認なんですけれども、この被疑者の方は、この児童の通っているA小学校の教員ということでいいんでしょうか。そういうふうに理解していいんですか。答えられれば。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** 今の御質疑には、コメントを控えさせていただきたいと思います。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

ほかに理事者の側からありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、委員の皆さんからの御意見はありますか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 農林水産部へ、現在、支給が始まっている物価高騰対策の申請で、特に、農業されている方の申請が浪岡庁舎のみかとお問合せがあつて、それで、相馬委員とも個別にお尋ねして、ホームページでは出ていないけれども柔軟に対応していただいていると聞きました。ここで御説明いただける範囲で、ぜひお願いします。

○**工藤健委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** ただいま御質疑のありました物価高騰対策であります。農林水産業者に対しまして物価高騰対策の支援金を行っているところであります。

パンフレットあるいは広報等での受付は、本市浪岡庁舎のほか農業振興センター、水産振興センターとしておりますが、より皆様に申請しやすい環境を整備するために、青森市の農業協同組合、青森漁業協同組合、さらには後潟漁業協同組合様にも御協力いただきながら、各組合の支所あるいは総合販売所などでも受付できるような環境を整えておまして、現在、市内では約10か所ほどで申請できる環境を整えたところであります。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** ありがとうございます。

要望ですけれども、申請締切りが7月末でしたか。それで、中小企業の方は9月28日となっているので、早めに欲しい人は早く申請するでしょうから、締切りは、やはり、農作業で忙しい7月末までとせず、せめて、中小企業のほうと合わせていただければなど。もう既に発表しているので、そこはちょっと難しいのかどうか分かりませんが、ぜひ御検討いただくよう要望いたします。

○**工藤健委員長** 他に委員の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** では、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。  
これにて本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )